

The background of the entire page is a photograph of a field of orange cosmos flowers. The flowers are in various stages of bloom, with some fully open and others as buds. The green foliage of the plants is visible at the bottom. The sky above is a clear, bright blue with soft, white clouds scattered across it. The overall mood is peaceful and hopeful.

**交通事故の被害者と
その家族のために**

鹿児島県警察

はじめに

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方をお願いすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか
- 自動車の保険制度

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談下さい

担当者

警察署

交通課

係

氏 名

電 話



警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方々（以下「被害者等」といいます。）に対する支援と連絡を行う制度があります。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の捜査状況の説明や今後の不安について相談を受けるなどの活動を行っております。

被害者連絡制度

交通事故の被害者等は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、事故のケースによっては、その事故を担当している捜査員等が被害者等に対して、情報をお知らせしております。

事故の相手方に関する事

- 加害者の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故の発生日時、場所、捜査状況

などに関する情報をお知らせします。

事故の相手方の処分に関する事

加害者の検挙状況、送致した場合の事件を担当する検察官、処分状況（起訴・不起訴等）などに関する情報をお知らせします。

そ の 他

被害者等のなかには、事故のことを思い出したくないので、知らせないで欲しいという方もおられると思いますが、その場合には捜査員にその旨をお話してください。

カウンセリング制度

警察ではカウンセリング制度を整えています。

交通事故の被害に遭われると、重いストレスを受けて、程度の差はありますが、感情のコントロールが難しくなったり、眠れないなど、感情や身体に様々な反応があらわれることがあります。希望される方は、担当捜査員または支援要員にご相談ください。

加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決する活動をいいます。

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しく事情をお聴きし、供述調書を作成します。

被害者の方は、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者の方には、原則として実況見分に立ち会っていただきます。また、事故当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判（裁判）において重要な証拠となりますのでご協力をお願いします。

提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくなればお返しいたします。



事件送致

警察が捜査により明らかにした事故の被疑者及び内容（証拠）を、検察官に送ります。警察は、一定の証拠に基づいて犯人であると認められる者を被疑者と呼んでいます（マスコミ等では、被疑者のことを容疑者として表現していることが多くみられます。）。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行った後、関係書類と証拠品を検察官に送致する手順をとります。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から 48 時間以内に関係書類と証拠品等とともに、検察官に送致する手順をとります。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長 20 日間被疑者を勾留することもあります。
- 被疑者の逮捕を継続する必要がなくなり、身柄を拘束した時から 48 時間以内に釈放した場合は、以後、「被疑者を逮捕しなかった場合」と同じ手順で事件送致することになります。

起 訴

検察官は、送致された証拠等に基づいて、被疑者を裁判にかけようかどうかの決定を行います。

- **裁判にかけer場合を起訴**
- **裁判にかけない場合を不起訴**

と言います。

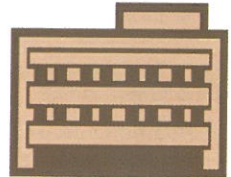
〔 ※ 不起訴処分となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。 〕

また、起訴には

- **公開の裁判を請求する公判請求**
- **書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する略式請求**

とがあります（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）。

※ 必要な場合、検察官から被害者等が事情を聴かれることがありますが、起訴、不起訴の判断のため重要なものですので御理解ください。



公 判

公判では、裁判官が証拠による審理を行い、判決を下します。

被害者等には、証人として公判で証言していただくことがあります。

また、公判に際しては、次のことが認められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、証言台と被告人等との間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

その他に次のような制度があります。

- 第1回公判期日後、原則として裁判所にある刑事事件の記録を閲覧、コピーできます（少年事件は審判開始の決定があった後に可能。ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録は除きます。）。
- 被害に関する心情等を述べることができます（少年事件でも可能）。
- 被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができます（少年による過失運転致死傷等の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。）。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談の内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 少年事件の場合、家庭裁判所から審判期日における審判の状況の説明を受けたり、少年審判の結果等の通知を受けることができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

被害者参加制度

危険運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

被害者国選弁護制度

被害者参加人は、被告人質問等の行為を弁護士に委託しようとする場合であって、その資力（現金、貯金等）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費等、その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合は、裁判所に対して被害者参加弁護士の選定を請求することができ、この弁護士の報酬及び費用は、国が負担するという制度です。

損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪などの被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

※ 詳しくは事件を担当する検察庁や裁判所、家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者への保障制度は、次のようになっています。



自賠責保険と任意保険

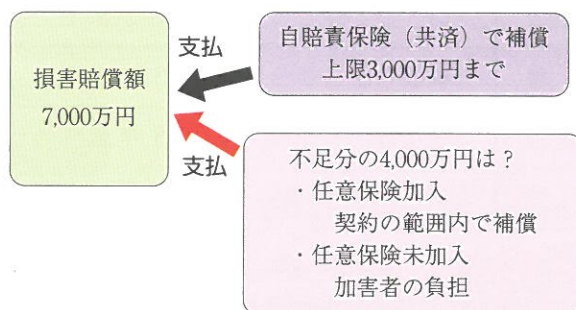
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険		対 比	任 意 保 険
加入しなければならない（義務）		加入	任 意
人身損害だけ		対象	人身損害と物損
死 亡	3,000万円	支払 限度額	保険契約の限度額までの補償
傷 害	120万円		
後遺障害	75万～4,000万円 (1～14の障害等級による)		

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回ったときは、上回っている分が任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は、加害者側が加入の任意保険（全額又は一部）で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。



自賠責保険

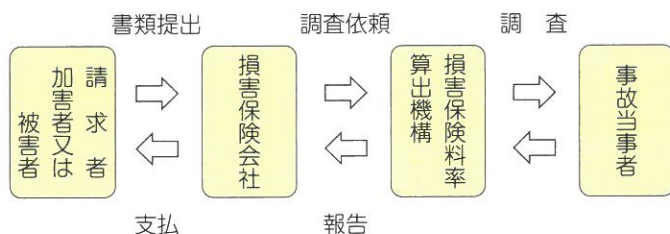
1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者等が、各保険会社に対して交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払を請求します。

(1) 被害者請求

被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社等に対して損害賠償額の支払を請求できます。

保険請求の流れ



(2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社等に対して保険金を請求できます。

2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって困窮することのないよう、保険金が出るまでの制度として、仮渡金の制度があります。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社等にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまで
傷 害	事故発生日から	3 年 以 内
後遺障害	症状固定日から	3 年 以 内
死 亡	死 亡 日 から	3 年 以 内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

自賠責保険提出書類一覧表

必 要 書 類	加 害 者 請 求			被 害 者 請 求			仮 渡 金	
	死 亡	後 遺 害	傷 害	死 亡	後 遺 害	傷 害	死 亡	傷 害
保 険 金 (共 済) ・ 損 害 賠 償 額 仮 渡 金 支 払 請 求 書	○	○	○	○	○	○	○	○
交 通 事 故 証 明 書 (人 身 事 故)	○	○	○	○	○	○	○	○
事 故 発 生 状 況 報 告 書	○	○	○	○	○	○	○	○
医 師 の 診 断 書 ま た は 死 体 検 案 書 (死 亡 診 断 書)	○	○	○	○	○	○	○	○
診 療 報 酬 明 細 書	○	○	○	○	○	○		
通 院 交 通 費 明 細 書	○		○	○		○		
付 添 看 護 自 認 書 ま た は 看 護 料 領 収 書	○		○	○		○		
休 業 損 害 証 明 書 ま た は 確 定 申 告 書 (控 え) な ど	○	○	○	○	○	○		
加 害 者 の 支 払 を 証 し る 領 収 書	○	○	○					
示 談 書 (示 談 成 立 の 場 合)	○	○	○					
請 求 者 の 印 鑑 証 明	○	○	○	○	○	○	○	○
委 任 状 及 び 委 任 者 の 印 鑑 証 明 (第 三 者 に 委 任 す る 場 合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸 籍 謄 本	○			○			○	
後 遺 障 害 診 断 書		○			○			
レ ン ト ゲ ン 写 真 等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険

※ 保険金請求の具体的な手続については、各損害保険会社にお問い合わせ下さい。



事故後速やかに連絡



保険会社

自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

このような場合などに、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

保険金請求方法や必要な書類等の詳しいことは、損害保険会社等にお尋ねください。

自賠責保険と政府の保障事業の違い

自 賠 責 保 険	対 比	政 府 の 保 障 事 業
加害者及び被害者	請 求 者	被 害 者 の み
死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支 払 限 度 額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失があった場合に減額されます。	減 額 等	民法上の過失相殺が適用されます。

※ 交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別個のものであるので、警察が直接関与することができないことを御理解ください。

援助や救済制度はあるのですか

交通事故の被害者等に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

1 福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
福 祉 制 度	交通事故によりひとり親家庭となった場合に、児童扶養手当や福祉資金の貸付制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：お住まいの市役所・町村役場、福祉事務所
公営住宅への優先入居	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合等に、公営住宅への優先入居ができる制度です。 窓口：鹿児島市内の県営住宅の場合 県庁建築課住宅政策室 鹿児島市外の県営住宅の場合 地域振興局

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

(2) 各種援助・救済を行う機関とその内容

名 称	内 容
独立行政法人 自動車事故対策機構 鹿児島支所 Tel 099-213-7250 交通事故被害者 ホットライン Tel 0570-000738	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への生活資金・育成基金の無利子貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ① 事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ② 事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 脳損傷による遷延性意識障害者が長期に入院できる療護センターの運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への育成資金として生活費等の無利子貸付 ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付
公益財団法人 交通遺児等育成基金 Tel 03-5212-4511 フリーダイヤル 0120-16-3611	交通遺児育成基金事業のほか、義務教育終了前の交通遺児等有るご家族のうち特に生計の苦しいご家庭を対象にした「越年資金」「入学支度金」「緊急時見舞金」等の支援給付事業を行っています。また、交通遺児等の精神的支援の一環として、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が主催する「交通遺児友の会」活動等に積極支援・協力をしています。
公益財団法人 交通遺児育英会（東京） Tel 03-3556-0771	交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子弟に対する奨学金（無利子）の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。
法テラス鹿児島 Tel 050-3383-5525	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や弁護士費用等の立替え（代理援助、書類作成援助）を行います。

名 称	内 容
公益財団法人 鹿児島県交通被災者 たすけあい協会 (県庁交通事故相談所内) Tel 099-251-1120	交通遺児に対する救済援護活動、示談の協力、交通被災者に対する生活つなぎ資金の貸付等の事業を行っています。
公益財団法人 鹿児島県育英財団 (県教育庁内) Tel 099-286-5244	交通遺児に対する奨学金の貸与事業を行っています。貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生等です。

2 税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方等には、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額が控除されるもの。
障 害 者 控 除	障害がある方、扶養親族等に障害がある場合に、一定の金額が控除されるもの。
寡 婦 (寡 夫) 控 除	夫と死別した妻(寡婦)又は妻と死別した一定の夫(寡夫)の方等に一定の金額が控除されるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

警察以外の相談窓口はあるのですか

被害者の方に対する援助については、官公庁や公的機関、その他各種機関が相談窓口を開設しているほか、カウンセリングを受けることができます。

各種相談窓口

その関係機関を紹介しますので、参考にしてください。

名 称	内 容
鹿児島県交通事故相談所 (県庁 1 階) Tel 099-286-2526	◇相談日：県の休日を除く日 ◇相談時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時 30 分 ◇相談内容 ①示談の進め方、生活相談 ②自動車賠償責任保険等の請求手続 ③損害賠償額の計算方法等 ◇相談方法：面談・電話・郵便等 (無料、秘密厳守) 出張相談も実施しています。詳しくは、 県庁男女共同参画局暮らし共生協働課 Tel(代) 099-286-2111 (内線 2526, 2527) にお問い合わせください。
公益財団法人 交通事故紛争処理センター 福岡支部 Tel 092-721-0881	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 窓口：本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市にあります。
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 鹿児島県支部 Tel 099-226-3765	担当弁護士が法律的な相談のほか、様々な相談に応じています。 毎月第 1、第 3 の水曜日(要予約)
損害保険料率算出機構 フリーダイヤル 0120-911-281	自賠責保険の請求に関する一般的な相談や、自賠責保険の損害賠償に関する質問に応じています。

名 称	内 容
そんぽ ADR センター 全国ナビダイヤル Tel 0570-022-808	(一社)日本損害保険協会が設置しており、自動車保険や保険金請求に関する相談等に応じています。 そんぽ ADR センター九州 (Tel092-235-1761)
全国共済農業協同組合連合会 鹿児島県本部 Tel 099-258-5535	各都道府県単位の農業協同組合連合会(いわゆる全共連)に設置されており、査定担当者や交通事故相談員が相談に応じています。 最寄りのJA共済窓口まで、お問い合わせください。
損害保険会社の交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。
鹿児島県交通安全活動推進センター Tel 099-269-4493	担当の職員が、交通事故に関する各種相談に応じています。
公益社団法人 かごしま犯罪被害者支援センター 鹿児島市山下町14番50号 かごしま県民交流センター内 Tel 099-226-8341 https://www.kagoshima-shien.jp/	犯罪の被害にあわれた方やその家族・遺族をサポートする機関です。 ◇ 電話・面接相談受付時間 火曜日～土曜日 10:00～16:00 ◇ 法律相談(要予約) 原則として毎月第2・第4木曜日 ◇ 心理カウンセリング(要予約) 原則として毎月第1・第3土曜日 ◇ その他 ・相談無料・秘密厳守 ・希望に応じて病院や法廷等への付添いなど、直接的支援を行っています。

警察の相談窓口

被害者等に対する援助については、警察においても相談を受けております。

① 警察相談専用電話（各種警察相談の受付）

- 鹿児島県警察本部「総合相談電話」

TEL # 9 1 1 0 又は 0 9 9 - 2 5 4 - 9 1 1 0

② 交通事故に関する警察の相談窓口

- 鹿児島県警察本部交通指導課捜査指導係

TEL 0 9 9 - 2 0 6 - 0 1 1 0 内線（5 1 3 2）

- 警察署交通課（最寄りの警察署）

TEL - - 内線（ ）

